

第11回特定個人情報保護評価部会議事録

1 日 時：令和2年10月26日(月) 午前10時00分～午前11時40分

2 場 所：千葉中央コミュニティセンター8階 若潮

3 出席者：

(1) 部会委員

井原真吾委員、中村直人委員、本澤陽一委員

(2) 事務局：

山崎市政情報室長、高橋同室主査、山崎同室主任主事、竹原同室主任主事

(3) 実施機関：

(健康保険課)

中田課長補佐、平昭主査、新井主査、宮崎主査、
本宮主事、川口主任主事、岡田主事

(情報システム課)

山中主査、高橋主査

(業務改革推進課)

山崎主査、天貝主任主事

(区政推進課)

佐野主査、田中主任主事

4 議 事：

(1) 全項目評価書の市民意見聴取の結果について

(2) 全項目評価書の第三者点検について

ア 国民健康保険に関する事務

イ 後期高齢者医療事務

ウ 国民年金に関する事務

(3) その他

5 議事の概要：

(1) 全項目評価書の市民意見聴取の結果について

全項目評価書の市民意見聴取の結果について、事務局から報告した。

(2) 全項目評価書の第三者点検について

全項目評価書の第三者点検について、実施機関及び事務局から説明を受け、意見交換し、意見が出た箇所について千葉市情報公開・個人情報保護審議会に対する報告書案の別紙に記載を追加した上で、最終的な決定を部会長に一任することとして承認した。

6 会議経過：

(山崎市政情報室長) 皆様おはようございます。市政情報室長の山崎でございます。よろしくお願いたします。

本日は、大変お忙しい中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

事務局の職員に一部変更がありましたので、紹介をさせていただきます。

市政情報室主任主事の竹原です。

(竹原市政情報室主任主事) よろしくお願いたします。

(山崎市政情報室長) それでは、井原部会長さん、よろしくお願いたします。

(井原部会長) それでは、ただいまから千葉市情報公開・個人情報保護審議会第11回特定個人情報保護評価部会を開催いたします。

本日は、部会委員3名全ての委員にご出席いただいておりますので、千葉市情報公開・個人情報保護審議会設置条例施行規則第2条第2項において準用する、同条例第6条第2項の規定によりまして、本部会は成立しております。それでは、よろしくお願いたします。

◆議事 (1) 全項目評価書の市民意見聴取の結果について

(井原部会長) お手元の会議次第に従いまして、議事を進めさせていただきたいと思っております。

まずは、議事の一つ目、(1) 全項目評価書の市民意見聴取の結果についてを議題といたします。事務局のほうからご報告をお願いただけますでしょうか。

(高橋市政情報室主査) 事務局の高橋でございます。

結果の報告に先立ちまして、まずは、資料1をご覧ください。

こちらは、特定個人情報保護評価の実施事務のフローでございます。資料の下のほうの左側の網がけで第三者点検と書かれた項目の一番右側の評価部会と書かれた部分が、本日の部会となります。

8月に行いました市民意見聴取の結果を報告するとともに、6月の部会での意見等を踏まえて、見直しをした評価書案をご確認いただき、11月16日に開催予定の審議会にその結果を報告する流れとなっております。

審議会では、最終的な内容確認を行っていただき、その後、国の個人情報保護委員会に報告をし、評価書を公表することで、特定個人情報保護評価の再実施が完結することとなります。

それでは、市民意見聴取の結果につきまして、資料2をご覧ください。

市民意見聴取につきましては、市政だより及び市ホームページで周知した上で、令和2年8月1日から8月31日までの1か月間、3で記載の募集方法により行いました。その結果ですが、意見の提出はありませんでした。

市民意見聴取の結果の報告については、以上でございます。

(井原部会長) ありがとうございます。

ただいま、意見聴取の結果はなかったというご報告をいただきましたが、何か委員の先方でご質問、ご意見等はございますか。よろしいですか。

(なし)

◆議事 (2) 全項目評価書の第三者点検について

ア 国民健康保険に関する事務

(井原部会長) それでは、続きまして、議事の二つ目、全項目評価書の第三者点検についてを議題としたいと思います。

まずは、「国民健康保険に関する事務」について、議題としたいと思いますので、実施機関のほうから、ご説明お願いできますでしょうか。

(平昭健康保険課主査) 健康保険課の平沼と申します。

私のほうからは、基本的に資料3-1を使いまして、前回6月30日の諮問でご意見が

あったところや、その後に修正した部分について説明をさせていただきたいと思います。

それでは、資料 3-1、9 ページからとなります。

1 行目、一番左端の対応する評価書の項目ですが、Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所となります。

現在の評価書で、「中間サーバー・プラットフォームにおける措置」という部分ですが、今回の修正で「中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置している。データセンターへの入館、及びサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより、顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。」としました。

修正理由としましては、中間サーバーを管理している地方公共団体情報システム機構から、全項目評価書の修正に関する通知がありましたので、通知に沿って修正を行いました。

続きまして、9 ページの 2 行目、対応する評価書の項目は、Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (別添 2) 特定個人情報ファイル記録項目となります。

6 月の修正案に一部変更を加えまして、在留資格コード、在留期限年月日という二つの項目を追加しました。

変更理由としましては、6 月修正案の記載漏れとなります。

続きまして、9 ページの 3 行目、対応する評価書の項目は、Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手 リスク 2：不適切な方法で入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容となります。

現在の評価書のうち、ポチ三つ目、「職員の職責に基づきシステム上の権限を設定し不適切な操作ができないようになっており」という部分を今回の修正で、「ID・パスワード及び生体認証による本人認証を実施しており、すべての操作についてログを取得し保管している。なお、一定期間保管し、必要に応じて確認が行える仕組みとする。・申請書受領時に保管する場所を統一し、他の職員や外部からの覗き見等ができないよう対応する。」に修正しました。

修正理由としましては、事務の実態に合わせて、より詳細な表現となるよう表記の改善を行ったものです。

続きまして、9 ページの 4 行目、対応する評価書の項目は、Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク 2：権限のない者 (元職員、アクセス権限のない職員等) によって不正に使用されるリスク ユーザ認証の管理 具体的な方法となります。

現在の評価書で、「システムを利用する必要がある職員を特定し、個人ごとにユーザIDを割り当てるとともに、ユーザIDと生体認証（又はパスワード）による個人認証を行う。」という部分のうち、今回の修正で、「ユーザIDと生体認証及びパスワードによる個人認証」と修正しました。

修正理由としては、事務の実態に合わせた表記の改善となります。

続きまして、9ページの5行目、対応する評価書の項目は、Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2：権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク 特定個人情報の使用の記録 具体的な方法となります。

6月の修正案に一部変更を加えまして、「国保総合PCにおける措置」の部分で「国保総合PCへのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員・時刻を記録している。情報システム管理者は定期的又はセキュリティ上の問題が発生した際に、ログインを実施した職員・時刻・操作端末・操作内容の記録の提供を国保連合会に求め、記録の内容と関連する状況を確認し、不正な運用が行われていないかを監査する。」と変更しました。

変更理由としては、6月の諮問において、国保総合PCのセキュリティと他のシステムのセキュリティレベルの差について、ご意見がありましたので、国保連合会にシステム上の管理について取扱いを確認し、より詳細な表現となるよう表記の改善を行ったところです。

続きまして、ページが変わって10ページとなります。1行目、対応する評価書の項目は、Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2：権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク リスクへの対策は十分かとなります。

現在の評価書では、「特に力を入れている」としてありますが、今回「充分である」と修正しました。表記上は、リスクが高まったように見えますけれども、他の評価項目との比較を踏まえて、主観的評価を見直したものですので、実質的にはリスクが高まったものではありません。

続きまして、ページが変わって11ページとなります。4行目、対応する評価書の項目は、Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 具体的な方法となります。

6月の修正案に一部変更を加えまして、今回の修正案の4行目、後半部分からですが、「再委託先におけるセキュリティ体制については、委託先を通じて、千葉市が「外部委託時のチェックリスト」に基づき確認している。また、委託先は、必要があると認めるときは、再委託先に報告を求め又は実地に検査することができる。」と変更しました。

変更理由としては、より詳細な表現となるよう表記の改善を行ったものになります。

続きまして、ページが変わって12ページとなります。3行目、対応する評価書の項目は、Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1：目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容となります。

現在の評価書で、(注2)の部分を今回の修正で、「(注2)番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。」と修正しました。

修正理由としては、中間サーバーを管理している地方公共団体情報システム機構から、全項目評価書の修正に関する通知がありましたので、通知に沿って修正を行いました。

続きまして、ページが変わって13ページとなります。1行目、対応する評価書の項目は、Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク5：不正な提供が行われるリスク リスクに対する措置の内容となります。

現在の評価書で、「③特に慎重な対応を求められる情報」という部分を今回の修正で、「機微情報」と修正しました。

修正理由としては、中間サーバーを管理している地方公共団体情報システム機構から、全項目評価書の修正に関する通知がありましたので、通知に沿って修正いたしました。

また、現在の評価書のうち、「提供を行う際に、送信内容を改めて確認し」という部分ですが、文章の前後で表現が重複していましたので、今回の修正で削除いたしました。

続きまして、13ページの2行目、対応する評価書の項目は、Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク6：不適切な方法で提供されるリスク リスクに対する措置の内容となります。

現在の評価書で、中間サーバー・プラットフォームにおける措置②の部分ですが、今回の修正で、「中間サーバーと団体についてはVPNなどの技術を利用し、団体ごとに通信

回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。」と修正しました。

修正理由としては、中間サーバーを管理している地方公共団体情報システム機構から、全項目評価書の修正に関する通知がありましたので、通知に沿って修正を行ったところです。

続きまして、13ページの3行目、対応する評価書の項目は、Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1：特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑤物理的対策 具体的な対策の内容となります。

6月の修正案に一部変更を加えまして、【千葉市における措置】＜その他の対策＞の部分で、「記憶装置又は記録媒体を廃棄する場合は、委託業者が原則職員立会いの下、消磁、破碎、溶解その他の当該記憶装置又は記録媒体に記録されていたファイル及びドキュメントの復元が不可能となるように措置する。立会いが困難な場合は職員が措置を行う。」と変更しました。

変更理由としては、6月の諮問において、サーバー等の消去・廃棄についてご意見がありましたので、情報システム課での取扱い状況を踏まえて、表記の改善を行いました。

次の遠隔地保管は飛ばしまして、【中間サーバ・プラットフォームにおける措置】この部分については、②として、「事前に申請し承認されていない物品、記録媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持込することがないよう、警備員などにより確認している。」と追加しました。

変更理由としては、中間サーバーを管理している地方公共団体情報システム機構から、全項目評価書の修正に関する通知がありましたので、通知に沿って修正したところです。

続きまして、ページが変わって14ページとなります。1行目、対応する評価書の項目は、Ⅳその他のリスク対策 2. 従業員に対する教育・啓発 具体的な方法となります。

現在の評価書で、【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】の部分で、今回の修正で、「IPA（情報処理推進機構）が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則（接続運用規定等）や情報セキュリティに関する教育を年次（年2回）及び随時（新規要員着任時）実施することとしている。」と修正しました。

修正理由としては、中間サーバーを管理している地方公共団体情報システム機構から、全項目評価書の修正に関する通知がありましたので、通知に沿って修正を行いました。

以上が国民健康保険に関する評価書の主な修正内容となります。

(井原部会長) どうもありがとうございました。

今のご報告いただいた件につきまして、何か委員の先生方、ご質問、ご意見はございますか。もちろん、今説明があった修正点以外のものについても、ご質問、ご意見がありましたらよろしくお願いたします。

私のほうから、内容の確認として、13ページ3行目、右側の理由の真ん中の辺りの記載ですが、平成30年11月26日の契約変更による修正となっておりますが、運用開始日が令和2年1月1日というのは、これは日付的には特に間違いはないのでしょうか。契約してから、1年何か月後に運用開始になったという形の理解でよろしいですか。

契約変更してから1年以上経って、運用が開始されたということが、これは新しいシステムのため準備に時間がかかって、そういう形になったのか、もしかしたら日付がずれているのかなとか思っただけなので、もし、間違えていたら直していただければと思います。内容面の問題ではありませんので。

(平昭健康保険課主査) はい。

(井原部会長) あと、同じところで、記憶媒体とか廃棄の関係のところですが、これは業者に任せて、立会いができない場合は、職員の方が自分で廃棄する、又は消去の作業をするという形でよろしいでしょうか。職員が措置を行うということで。

(平昭健康保険課主査) そうです。

(井原部会長) それはこちらの職員さんがやるということで間違いないですね。

(平昭健康保険課主査) はい。

(井原部会長) ありがとうございます。

私のほうは、その他の部分も含めてお聞きしたかったのはそのくらいですが、他に何かございますか。

(本澤委員) 9ページの一番下のところですが、国保総合PCにおける措置のところですが、「情報システム管理者は」という記載が下から4行目にあります。これは千葉市の情報システム管理者ということでしょうか。

(平昭健康保険課主査) はい。

(本澤委員) 監査をするという形で言い切っていますけれども、直近で行われる監査の予定というのは既にあるのでしょうか。

(平昭健康保険課主査) 特に、今のところセキュリティ上の問題が発生したという印象

を持っておりませんので、今のところは予定しておりません。

(本澤委員) 「定期的又は」と書いてあり、情報のインシデントがあった場合以外にも、定期的にも行うようにも読めますが、定期的な予定はないのでしょうか。

(平昭健康保険課主査) セキュリティ上の問題がない場合でも、ずっとやらないというのは問題だと思いますので、定期的にとは考えておりますが、今の時点で実施する時期は決めておりません。

(本澤委員) 監査するという表現になっているので、結果としてやっていないということになると、書いてあるのと違うではないかということになってしまうのでお尋ねしました。やる予定はあるということですね。

(平昭健康保険課主査) そうです。

(井原部会長) ありがとうございます。

ほかによろしいでしょうか。

(なし)

(井原部会長) どうもありがとうございました。

それでは、次の案件に移りたいと思います。もし、先ほどの先生方のご意見でご修正があるのであれば、ご修正をお願いしたいと思います。

大変、今日は恐縮ですが、部屋の関係で、実施機関の方々の入替えが必要だということで、申し訳ありませんが、席の入替えのほう、よろしくをお願いします。

(実施機関 席の入替え)

◆議事(2) 全項目評価書の第三者点検について

イ 後期高齢者医療事務

(井原部会長) それでは、次に、イの「後期高齢者医療事務」について、審議したいと思います。まず、実施機関のほうから、ご説明をお願いしますでしょうか。

(新井健康保険課主査) 健康保険課高齢医療班の新井と申します。よろしくお願ひいたします。

本日の説明ですが、先ほどの国保と同様、資料3-2の対照表を用いて、前回の部会からの変更点について説明させていただくと、途中一部、全項目評価書をご覧いただいたほうが見やすい部分がありますので、そちらのほうをご覧いただいて説明させていただきます。

たいと思います。

それでは、資料3-2ですが、1ページの上から6段目、Ⅱ. 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法につきまして、私どものほうで点検をしました際に、誤記がありましたので訂正させていただきます。

6月の時点では、その他のところに「○」がついておりましたけれども、中身がないものでしたので、項目該当の「○」そのものを省かせていただきました。

続きまして、こちらの3-2の資料の1ページ、一番下の項目でございます。Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3というところになります。

こちらにつきましては、恐れ入りますが、評価書そのものをご覧いただいたほうが見やすい部分がありますので、評価書の14ページをお開きいただければと思います。

資料4-2、特定個人情報保護評価書（全項目評価書）の14ページになります。

こちらの説明に先立ちまして、担当より一言お詫びを申し上げます。

本件のこれから説明します委託について、前回の部会の時点で記載しておくべきでしたところ、失念しておりました、部会の指摘を受けての今回の訂正となりました。大変申し訳ありませんでした。

それでは、こちらの委託事項3について、ご説明させていただきます。

委託事項3 データ入力（事務センター）①委託内容につきましては、「区役所市民総合窓口課受付分各種申請・届出書入力業務」となります。

②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲は、特定個人情報ファイルの全体ということになります。対象となる本人の数につきましては、10万人以上100万人未満、対象となる本人の範囲は後期高齢者医療ファイルと同様となります。

その妥当性についてですが、「法令等により職員に限定される事務以外の事務のうち、システム入力など定型的な業務について、事務及び人的コストの合理化を進めるため、新たに事務センターを設置し、委託により運営する。」となります。

続きまして、③委託先における取扱者数ですが、10人以上50人未満ということになります。

続きまして、④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法についてですが、専用線と紙によるものになります。

続きまして、⑤委託先名の確認方法についてですが、「千葉県情報公開条例に基づく開

示請求を行うことで確認できる。また、委託先が決定した際には、入札結果として千葉県ウェブサイト公表する。」となります。

⑥委託先名について、株式会社パソナになります。

そして、再委託について、⑦再委託の有無についてですが、「再委託しない」となります。

こちらの委託事項3については以上のとおりとなります。

続きまして、資料3-2のほうに戻りまして、3ページ、下から2行目のところになります。

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 2 基本情報 ④記録される項目 全ての記録項目（別添2）特定個人情報ファイル記録項目となりますが、こちらについて、千葉県後期高齢者医療広域連合の全項目評価書に沿った修正をさせていただきます。6月の時点では、被保険者番号<情報提供等記録項目>・処理番号・処理番号の枝番・事務名称・事務手続名称・情報照会者部署名称・情報提供者部署名称・提供の求めの日時・特定個人情報名称・不開示コード・過誤事由コード・被保険者枝番とありますが、この中で、「提供の日時」というところが漏れておりましたので、「提供の日時」を加えさせていただきました。

続きまして、資料3-2の4ページのほうに移らせていただきます。

上から2番目の項目で、Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2：権限のないもの（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク ユーザー認証の管理 具体的な管理方法の項目になります。

こちらについても、広域連合の全項目評価書に沿った修正となりますが、6月の時点での表記といたしまして、標準システムにおける措置として、「広域連合の標準システムを利用する必要がある事務取扱担当者を特定し、個人ごとにユーザーIDを割り当てるとともに、パスワードによるユーザー認証を実施する。なりすましによる不正を防止する観点から、共有IDの発行は禁止している。広域連合の標準システムへのログイン時の認証において、個人番号利用事務の操作権限が付与されていない職員等がログインした場合には、個人番号の表示、検索、更新ができない機能により、不適切な操作等がされることのリスクを軽減している。ログインしたまま端末を放置せず、離席時にはログアウトすることやログインID、パスワードの使いまわししないことを徹底している。」とありますが、こちらの「標準システムにおける措置」という言葉が評価書では、「標準システム」という

記載となりましたので、こちらの表のタイトルの「標準システムにおける措置」というところを「標準システム」と書き換えております。

続きまして、その下の項番、Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2：権限のないもの（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク 特定個人情報の使用の記録 具体的な方法とありますが、こちらについても、先ほどの前項目と同様でして、「標準システムにおける措置」と書いてありますところが、広域連合の全項目評価書のほうで、ただ「標準システム」と書かれておりますので、そちらについて改めさせていただいております。

続きまして、3-2の5ページに移ります。

Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 個人情報管理体制の確認とあります。

こちらについて、6月30日時点におきましては、千葉市福祉システム開発保守サービス契約ということについて、内容を書かせていただいておりますが、先ほどご説明させていただきましたとおり、区政事務センターの委託についても、こちらに記載する必要がありましたので、この電算システム関係と区政事務センターについてのものを項目立てを分けて記載した内容となっております。

6月時点の評価書案から今回の修正案で、まず、1項目目、千葉市福祉システム開発保守サービス契約・ホスティングサービス(データセンター)業務委託契約、こちらについては、情報システム課の事務取扱ということで、そのことを付け加えさせていただいております。

「【区政事務センター業務委託※区政推進課事務取扱】・契約時においては、契約業者に個人情報管理責任者を設置させ、体制図を提出させるとともに、個人情報の適正な管理をさせることとするほか、目的外の利用禁止、複写の禁止、発注者が必要と認めるときの契約業者に対する報告の求め、又は実地検査など、個人情報保護条例等に基づき事務の委託・再委託を行う場合に、その業務を行う者が講じなければならない事項を定めた個人情報取扱特記事項や関係法令の罰則規定を明記した契約書により、契約締結する。・入札参加要項にプライバシーマークの取得を参加要件としている。」という記載を付け加えます。

続きまして次の項目、Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの委託 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 具体的な制限方法です。

こちらについては、先ほどの項目と同様になります。今回二項目に項目立てを分け、「【千葉県福祉システム開発保守サービス契約・ホスティングサービス(データセンター)業務委託契約※情報システム課事務取扱】 契約書に個人情報取扱について明記し、管理者・作業者を報告させるとともに、閲覧及び更新については、許可と立会に基づき可能としている。なお、情報システムの管理上、特定個人情報ファイルを直接閲覧・更新できないよう本番運用、開発用などシステムを分離して構築しアクセスを制限するとともに、操作者IDをシステム単位で付与するなどの措置を講じている。【区政事務センター業務委託※区政推進課事務取扱】・委託先から委託元へ管理者及び情報の閲覧・更新を行う作業者を報告させるとともに、閲覧及び更新は、委託元から許可を得るとともに、委託元職員の見会により行う旨、委託契約書に明記している。・情報システムの管理上、特定個人情報ファイルを直接閲覧・更新できないよう本番運用、開発用などシステムを分離して構築しアクセスを制限するとともに、操作者IDをシステム単位で付与するなどの措置を講じている。」と修正しております。

続きまして、3-2の6ページです。Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの委託 特定個人情報ファイル取扱いの記録 具体的な方法とあります。

今回の修正案、先ほど同様で項目立てが分かれております。「【千葉県福祉システム開発保守サービス契約・ホスティングサービス(データセンター)業務委託契約※情報システム課事務取扱】・契約書等に基づき、委託業務が実施されていることを適時確認するとともに、その記録を残す。・委託業者から適時セキュリティ対策の実施状況の報告を受けるとともに、その記録を残す。・情報システム責任者がログ記録を取得し定期的に確認を行う。特に一定時間ログオンを継続した者について、定期的に所属課あてに通知し、利用目的等を報告させるなど、不正な利用の牽制を行う。・上記システムアクセスログ及びアプリケーションアクセスログの保管期間は、千葉県公文書管理規則に準じ5年間保存する。

【区政事務センター業務委託※区政推進課事務取扱】・情報システム責任者がログ記録を取得し定期的に確認を行う。特に一定時間ログインを継続していた者について、定期的に所属課あてに通知（または自ら確認）し、利用目的等を報告させるなど、不正な利用の牽制を行う。・契約書等に基づき、委託業務が実施されていることを適時確認するとともに、その記録を残す。・委託業者から適時セキュリティ対策の実施状況の報告を受けるとともに、その記録を残す。・上記システムアクセスログ及びアプリケーションアクセスログの

保管期間は、千葉市公文書管理規則に準じ5年間保存する。」と修正しております。

続きまして、次の項目、Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策

4. 特定個人情報ファイルの委託 特定個人情報の提供ルール 委託先から他者への提供に係るルールの内容及びルール順守の確認方法についてです。

こちらにも同様に項目立てが分かれております。「【千葉市福祉システム開発保守サービス契約・ホスティングサービス(データセンター)業務委託契約※情報システム課事務取扱】・特定個人情報を含む業務を再委託先へ委託する場合は、契約書において、再委託の必要性、再委託先での情報管理及びセキュリティ管理について検討し、再委託の必要性と管理上の問題が無い場合に限り、再委託を認めている。【区政事務センター業務委託※区政推進課事務取扱】 情報提供の禁止を契約書に明記するとともに、ルールの遵守状況について、委託元が必要があると認めるときは委託先に対し報告を求め、又は実地に検査することができる旨も契約書に明記している。」と修正しております。

続いて、Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの委託 特定個人情報の提供ルール 委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール順守の確認方法です。

こちらのほうも項目二つに分かれておりまして、「【千葉市福祉システム開発保守サービス契約・ホスティングサービス(データセンター)業務委託契約※情報システム課事務取扱】・「個人情報取扱特記事項」の定めにより、必要があると認めるときは、委託先に対し報告を求め又は実地に検査することができる。【区政事務センター業務委託※区政推進課事務取扱】 委託先の情報管理体制を確認するとともに、個人情報の取り扱い等に万全を期すること等について、委託先から誓約書を徴収している。また、ルール遵守状況については、委託元が必要があると認めるときは、委託先に対し報告を求め、又は実地に検査することができる旨を契約書に明記している。」と修正しております。

続きまして、7ページです。

Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの委託 特定個人情報の消去ルール ルールの内容及びルール順守の確認方法ですが、こちらについても、項目が分かれております。「【千葉市福祉システム開発保守サービス契約・ホスティングサービス(データセンター)業務委託契約※情報システム課事務取扱】委託が終了した場合、個人情報を委託元に返還、破棄、もしくは消去しなければならない。

・委託元の求めに応じ、破棄、消去の方法、完了日等を報告する旨を規定し、必要に応じ

て、職員がその内容を確認する。【区政事務センター業務委託※区政推進課事務取扱】

・業務委託にあたり、委託元が提供した資料を契約終了後に直ちに返還するとともに、複写又は複製物については廃棄する旨を委託契約書に明記している。また、委託先へ提供する資料については、委託元において管理簿に記録する。・資料の返還又は廃棄を行う際には、提供した資料と返還された資料とが一致していること、又は電子記録媒体の物理的破壊若しくは専用ソフトによるデータの消去が行われていることを確認のうえ当該管理簿を更新する。」と修正しております。

次の項目です。Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの委託 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 規定の内容ですが、こちらについても二項目に分かれております。

「【千葉市福祉システム開発保守サービス契約・ホスティングサービス(データセンター)業務委託契約※情報システム課事務取扱】 契約書において、秘密保持、個人情報の使用、複製等、管理、個人情報の取得、個人情報の返還及び事故発生時の対応等について規定しており、必要に応じて、職員がその内容を確認する。【区政事務センター業務委託※区政推進課事務取扱】 契約書において、以下の項目について規定しており、必要に応じて、職員がその内容を確認する。・千葉市個人情報保護条例その他個人情報の保護に関する法令等遵守に関する事項 ・秘密の保持に関する事項 ・情報の適正管理に関する事項 ・個人情報収集の制限に関する事項 ・目的外の利用又は提供の禁止に関する事項 ・個人情報記録された資料等の複写等の禁止に関する事項 ・再委託の禁止に関する事項（ただし、発注者の書面による承諾を得た場合を除く。） ・作業場所の指定等に関する事項 ・資料等の運搬にあたっての安全確保に関する事項 ・契約終了後の資料等の返還等に関する事項 ・事故発生時における報告等に関する事項 ・個人情報の取り扱い等についての検査等の実施に関する事項 ・契約の解除及び損害賠償に関する事項」と修正しております。

続きまして、最後のページになります。

Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 具体的な方法ですが、こちらにおいても、項目立て二つに分けております。「【千葉市福祉システム開発保守サービス契約・ホスティングサービス(データセンター)業務委託契約※情報システム課事務取扱】 契約書において、原則として、委託先は他社へ委託し、又は請

け負わせてはならず再委託を行う場合には、千葉市と委託先が協議をしたうえ、再委託先において委託先と同程度以上のセキュリティの体制が確保できるとして千葉市が承認をした場合のみ例外的に認めることを定めている。再委託先におけるセキュリティ体制については、委託先を通じて、千葉市が委託先を通じて「外部委託時のチェックリスト」に基づき確認している。また、委託先は、必要があると認めるときは、再委託先に報告を求めまたは実地に検査することができる。【区政事務センター業務委託※区政推進課事務取扱】・契約書において、原則として、委託先は他者へ委託し、又は請け負わせてはならず、再委託を行う場合には、千葉市と委託先が協議したうえ、再委託先において委託先と同程度以上のセキュリティの体制が確保できるとして千葉市が承認をした場合のみ例外的に認めることを定めている。再委託先におけるセキュリティ体制については、委託先を通じて、千葉市が「外部委託時のチェックリスト」に基づき確認している。また、委託先は、必要があると認めるときは、再委託先に報告を求め又は実施に検査することができる。」と修正しております。

続きまして、1項目置きまして、最後の項目になります。

Ⅲ特定個人情報ファイルへの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1：特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑤物理的対策 具体的な対策の内容となりまして、福祉システムにおける措置ということで、こちらのほうに修正案を書かせていただいておりますが、先ほど国民健康保険のほうで記載されていた内容と全く同様ということになりますので、こちらについては、読みのほうは省かせていただきます。

(井原部会長) ご説明どうもありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、委員の先生方、何かご質問、ご意見等はございますか。

(中村委員) 幾つかのところ、※情報システム課事務取扱とか、※区政推進課事務取扱という記載がありますが、これはどのように読めばよろしいのでしょうか。これはこの規定から抜粋したということですか。それとも、そういうページがあるということを行っているのか、※の扱いがよく分かりません。

(新井健康保険課主査) こちらについては、それぞれの契約事務を行うセクションについて書かせていただいております。私どもがこちらの評価書について内容の確認等をする際に、それぞれの事務取扱課に、その最新の内容を確認することを忘れないために、こういった記載をさせていただきます。

(中村委員) 公開するときも、そのまま※マークがついて出るということですか。

(新井健康保険課主査) そのように考えております。

(中村委員) 一般の人が読んで分かりますかね、私はどのように読めばいいのか分かりませんでした。

(井原部会長) 作るときにはこういうのは必要かもしれませんが、公開するときは、ここまでいるのかなと思ってしまいますよね。内部部署の取扱いの担当まで一々書くのか書かないのかというところは、国から示されている記載要領等ではどうなっているのでしょうか。

(中村委員) 普通、※があると、それが書かれているところがどこかにあるのかなと思って、探しますよね。

(本澤委員) 事務取扱という文章があるわけではないのですよね。

(新井健康保険課主査) はい。

(中村委員) 正直なところ、事務取扱という文書があるものだと思って読んでいました。

(井原部会長) 担当部署を記載いただいているということなのですね。

(新井健康保険課主査) はい。

(中村委員) それなら、担当部署はどこであるみたいに記載していただいたほうが、いのような気もします。

(井原部会長) そのほうが読みやすい気はしますね。意図はすごくよく分かりますが、千葉市全体として発表するもので、ほかの課の評価書もすべてこういう記載になっているかと思えば、恐らくそうではないですよ。内部的に漏れないようにという意味で書かれているというのは、いい工夫だとは思いますが、市民の目に触れるときには、どうするかというのはご検討いただければと思います。

(新井健康保険課主査) 検討いたします。

(井原部会長) よろしく申し上げます。

ほかにございますか。

(中村委員) 資料3-2の7ページの一番上、修正案のところの3行目に、「委託が終了した場合」という記載の中で、返還というのはよく分かりますが、廃棄とか消去というのは、委託先が個人情報情報を廃棄とか消去を行うというのは、そういうことをしていいのかどうか、その辺りの取扱いはどうなのでしょう。もらった個人情報を消去しましたと言えばいいというふうに取り取れてしまいます。本来ならば、委託先がもし廃棄とか消去す

るのであれば、職員が立ち会わなければいけないのではないかと思います、少しその辺のことを教えていただければと思います。報告だけでいいのかということですね。廃棄したとか、消去したという報告だけで済むのかということですが。

(井原部会長) 私も、その下の区政事務センターの業務委託のところと同じようなことが少し気になっていまして、一つ目の黒ポチのところ、「複写又は複製物については廃棄する旨を委託契約書に明記している」という記載だけで、複写、複製の管理がどうなっているかという記載が一切ありません。例えば、複製でCD 10枚ぐらい焼いている場合に、焼いているか焼いていないかという事実自体の管理をどうしているのか。焼いたものをどういうふうに消去させているのかという部分の記載が落ちているような気がします。中村先生と同じ疑問点だと思いますが、その辺りがどうなっているのかなというのをお聞きしようと思っていました。

私のほうは、この記録を出していただくということで、別にいいと思いますが、先ほど、職員立会いではないといけないというような話がありましたので、確認だけなのですが。

(新井健康保険課主査) 恐れ入ります。福祉システム開発保守サービス契約とホスティングサービス業務委託につきましては、国保のほうで説明いたしました、「職員立会いの下」という規定が最新の規定ですので、そちらのほうに合わせた形で、こちらの記載は訂正したいと考えております。

(中村委員) ありがとうございます。

そうすると、具体的には、職員立会いということは、ホスティングサービスとかですと、コマンドを打っているのを職員が見るということになるわけですか。

(新井健康保険課主査) 原則そうなります。

(中村委員) そういうことですよ。分かりました。

井原先生がおっしゃっていた区政事務センターのほうは多分違うと思いますので、紙のコピーとかの話だと思いますので。

(井原部会長) どういうものを複製しているとか、紙とかではなくても、契約書に明記していて、そこを信用しているというような扱いで運用しているということでしょうか。

(佐野区政推進課主査) こちらの区政事務センターの情報につきましては、特定個人情報などのファイルの提供は一切行いません。紙などで書類を打ち出しすることはございますが、こちらは職員の監視下にある廃棄ボックスに入れて、職員が廃棄するという対応を実施しております。

(井原部会長) 実際には、枚数までのカウントはしていないけれど、そういうものの複製・複写についてはコントロール下にあるということですね。

(佐野区政推進課主査) はい。

(井原部会長) ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

(中村委員) これも間違いかもしれませんが、この確認で結構なのですが、資料3-2の8ページ目、一番上の区政事務センターの記載のところで、再委託に関する記載がありますが、評価書案の15ページで再委託しないとしていたと思います。

(井原部会長) 私もそこは気になっていて、もう1か所、5ページの上のほうでも、再委託前提の記載となっていると思います。再委託しないのに再委託の防止というのは、対応策にはならないので、何となくするのかわからないのか分らないという混乱があるような気がします。6ページの真ん中の記載では、福祉システム開発のほうは、再委託前提の記載になっていますが、区政事務センターは再委託がない前提の記載になっていて、本来こういう形になるのかなと思います。

(佐野区政推進課主査) 区政事務センターの件についてお答えします。

契約書のほうは、再委託は可能というような規定にはなっていますが、実際は、こういう再委託の申請は出ておりません。

(井原部会長) すると、再委託はしないのではなくて、現在はしていないけれども、再委託することは可能だということが正確なのですね。

(佐野区政推進課主査) はい。契約書上はできます。

(井原部会長) それが資料4-2の15ページですと、「再委託しない」ということになるのでしょうか。再委託の可能性がある場合は、「再委託する」にして契約上は可能だという記載を入れたりするほうがいいのか、国の記載要領がどうなっているのでしょうか。

(高橋市政情報室主査) 再委託しない状態であれば、このままで構わないのですが、実際に再委託することがあれば、事前に、特定個人情報保護評価の再実施をやらなければいけません。

※の項目であり、当然リスクが高まる項目であるため、また評価をしなければいけないという形になります。

(井原部会長) そうすると、現在の対応は、再委託をしないから、再委託をしない前提でこの評価書を作成していて、実際に再委託する場合には、また記載を全部変えて、評価

するというような対応になるということですよ。

(高橋市政情報室主査) そうですね。

(井原部会長) それであれば、再委託しない前提の記載にしないと、やはり混乱してしまうような気がします。

(山崎市政情報室長) 再委託していない場合には、「再委託しない」のほうを選んで、以下については空欄というような記載要領になっておりますので、万が一、再委託をするということになりましたら、また、市民意見聴取を含めて、こういった場で点検のほうをさせていただくという形になります。

(井原部会長) そうすると、先ほど中村委員からのご指摘があったみたいに、8ページの一番上の区政事務センターのところや、5ページの上の区政事務センターのところは、多分、再委託をしない前提での記載をしていただいたほうが、分かりやすい形になると思いますので、修正のご検討をお願いいたします。

ほかにご意見はございますか。

(なし)

(井原部会長) すみません、間違っていない可能性もありますが、先ほどの事務と一緒に、8ページの一番最後、契約変更による修正の運用開始日の日付は確認しておいてください。1年ぐらいかかってもおかしくないとは思いますが、ちょっと気になっています。

次の案件に移りたいと思います。実施機関の方、どうもありがとうございました。意見等を踏まえて、修正のほうをよろしくをお願いいたします。

実施機関の方、席の入替えをお願いいたします。

(実施機関 席の入替え)

◆議事(2) 全項目評価書の第三者点検について

ウ 国民年金に関する事務

(井原部会長) 続いて、ウの「国民年金に関する事務」について、審議を進めたいと思います。

まず、実施機関の方、ご説明をお願いできますでしょうか。よろしく申し上げます。

(宮崎健康保険課主査) 宮崎と申します。よろしく申し上げます。

国民年金は、前回の部会のときにご指摘をいただきました内容について、記載の追加等

を行っております。

資料としましては、基本的には資料 3-3 をご覧いただきながら、途中、資料 4-3 を見ていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、資料 3-3、「修正等を要する部分とその内容(国民年金)」をご覧ください。

まず、1 ページ目の上から 5 行目になります。こちらのほうが、前回、部会のときにご指摘いただきました区政事務センターの委託の部分が追加となります。年金事業においても、評価書に記載すべきところでしたが失念しており、申し訳ございません。今回、改めて記載をさせていただいております。

まず、5 行目の対応する評価書の項目、Ⅱ. 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無でございます。

こちらにつきましては、区政事務センターの委託を追加しておりますので、2 件から 3 件に修正しております。

続きまして、3 行下になります。こちらは、評価書の 10 ページをご覧いただきながら説明させていただきたいと思います。

委託事項 3、「データ入力及び被保険者の資格に係る業務(事務センター)」でございます。①委託内容ですけれども、こちらは、国民年金システムへのデータ入力及び被保険者の資格に係る業務となっております。②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲ですけれども、こちらは特定個人情報ファイルの全体としております。

次に、対象となる本人の数ですが、こちらは 10 万人以上 100 万人未満としております。

次に、対象となる本人の範囲、こちらは特定個人情報ファイルの範囲と同様となっております。

次に、その妥当性です。「法令等により職員に限定される事務以外の事務のうち、システム入力及び被保険者の資格に係る業務など定型的な業務について、事務及び人的コストの合理化を進めるため、事務センターを設置し、委託により運営する。」となります。

③委託先における取扱者数、こちらは、10 人以上 50 人未満となります。

④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法、こちらは、専用線と紙となっております。

11 ページをご覧ください。

⑤委託先名の確認方法は、「千葉県情報公開条例に基づく開示請求を行うことで確認で

きる。また、委託先が決定した際には、入札結果として千葉市ウェブサイト公表する。」となります。

⑥委託先名ですが、株式会社パソナとなります。

再委託、⑦再委託の有無ですが、こちらは現在、再委託をしていないことから、「再委託しない」としております。

続きまして、資料3-3にお戻りいただきたいと思います。

4ページをご覧ください。

4ページの1行目、Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 情報保護管理体制の確認です。

こちらの修正案のところで、今、記載として、「【千葉市住民記録システム開発・保守サービス利用契約】※情報システム課事務取扱」となっておりますが、後期高齢者医療事務のほうでもありましたが、ホスティングサービス（データセンター）に関しましても情報システム課事務取扱となっておりますので、今後追加の記載をさせていただきたいと思います。

先ほどの※情報システム課事務取扱と、※区政推進課事務取扱のところの記載については、修正等を考えたいと思いますので、よろしく願いいたします。

また、下の区政事務センター業務委託※区政推進課事務取扱ですけれども、こちらのほうの再委託の部分につきましては、検討して修正等を行いたいと思います。記載されている内容につきましては、後期高齢者医療事務と同様になりますので割愛をさせていただきたいと思います。

次に、Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 具体的な制限方法でございます。

こちらにつきましても、※情報システム課事務取扱、※区政推進課事務取扱の記載については、今後の検討とさせていただきまして、区政事務センター業務委託の部分につきましては、先ほどと同様、後期高齢者医療事務と同じになりますので、内容については割愛させていただきます。

続きまして、5ページになります。1行目、Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの取扱いの記録 具体的な方法でございます。

こちらと同様、※情報システム課事務取扱、※区政推進課事務取扱については、今後、検討させていただきます。

区政事務センター業務委託の内容につきましては、割愛させていただきます。

続きまして、Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報の提供ルール 委託先から他者への提供に関するルール内容及びルール遵守の確認方法、こちらについても同様となりますので、割愛させていただきます。

続きまして、Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報の提供ルール 委託元と委託先間の提供に関するルール内容及びルール遵守の確認方法、こちらについても同じになりますので、説明は割愛させていただきます。

続きまして、6 ページ目をご覧ください。

1 行目のⅢ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報の消去ルール ルール内容及びルール遵守の確認方法でございます。

こちらにつきましては、先ほど後期高齢医療事務のほうでもお話がありましたけれども、千葉県住民記録システム開発・保守サービス利用契約の部分につきまして、職員立会いの下ということで、修正を今後させていただきたいと思っております。

また、区政事務センター業務委託の部分については、後期高齢者医療事務と同様のため、説明は割愛させていただきます。

次に、Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定規定の内容でございます。

こちらにつきましても、同様となりますので、割愛をさせていただきます。

ページが変わりまして、7 ページの 1 行目、ご覧ください。

Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 具体的な方法でございます。

こちらにつきまして、区政事務センター業務委託の部分に関しましては、先ほど後期高齢者医療事務のほうで説明がありました再委託の部分につきまして、検討して修正等を行

いたいと考えております。

ページが変わりまして、最後の8ページ目をご覧ください。

Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1：特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑤物理的対策 具体的な対策の内容でございます。

こちら、修正案の中段、＜その他の対策＞の部分につきまして、国民健康保険のほうで説明がありましたとおり、同様の修正をさせていただいております。内容につきましては割愛させていただきます。

なお、理由欄の事務所管課による修正のところで、「平成30年11月26日契約変更による修正（運用開始日 令和2年1月1日）」の部分につきましては、こちらもほかの事務と同様に確認したいと思います。

説明は以上になります。よろしく願いいたします。

（井原部会長） どうもありがとうございました。

先ほどの後期高齢者医療事務について直していただくところは、同様に検討していただくということで、それを前提に、それ以外の点で何か今のご説明につきまして、ご意見、ご質問等ございますか。

（中村委員） 7. 特定個人情報の保管・消去の⑤物理的対策のところですが、後期高齢者医療事務だけ書き方が違います。それぞれの評価書でいうと、4-1の54ページ、4-2が28ページ、4-3が24ページですが、場所ごとに記載していたり、システムごとに記載していたりと書き方が違っていても内容が合っていれば問題はなく、書き方を統一しなければいけないという問題ではないとは思いますが。

（山崎市政情報室長） 表記の方法については、これまでの税とか、介護保険とかもそうだったのですが、できるだけ統一的な表記ができるところは、調整をしながらやっていきたいと考えておりますので、今回についても、記載方法については検討させていただければと思います。

（中村委員） 特に、千葉市における措置というのは、これは、千葉市にサーバー室があるという前提ですよね。今頃で申し訳ないのですが、現状、千葉市にサーバー室というものがいるのでしょうか。こういうことを聞いていいのか、セキュリティ上非常に危ない質問かもしれませんが。

（井原部会長） 議事録に残ってしまっているのかどうかということですよ。

(中村委員)　そうです。

(山崎市政情報室長)　そうですね、場所ごとなのか、システムごとなのか、分かりやすいような形で整理をして、表記については工夫をさせていただければと思います。

(中村委員)　例えば、千葉市のサーバー室というのは、ここまでしかやっていないとかというふうになってしまうと、物理的セキュリティがないのではないとか言われてしまうと困ってしまうので、そういうことは書かないほうがいいのかもかもしれないし、データセンターでしたら、もう基準が決まっているかと思いますので、基準に準拠していると書けばいいだけのようになります。特に、出入口に何があるというのは、記載してしまってもいいものなのかと思います。すごく具体的に書いていますよね。評価書自体のことではないかもしれませんが。

(井原部会長)　三つ共通のほうが分かりやすいというのはすごく思います。一つだけ違うと、何か違うのかなと、詳しくなければいけませんって思ってしまうと思います。

(中村委員)　先ほどのリスクが高まる場合には再評価という話からすると、システムとして書かれていればいいと思いますが、場所まで記載してしまっていると、千葉市からほかのデータセンターに移ると、それはリスクが高まるのだという考えになってしまうということもありますので、システムとして記載したほうが良いような気がします。

(井原部会長)　記載の統一と記載をどこまで詳しく書くかという2点については検討していただいて、可能な限り統一的な記載にさせていただくと、見るほうは安心して見ることができると思いますので、よろしく願いいたします。

(中村委員)　多分、今ほかのでも出てきたように、国のほうのJ-LISのほうで書いている評価書に準じて書けばいいのですよね、恐らく。

(高橋市政情報室主査)　中間サーバーについては、J-LISのほうで整備しているので、そちらで示された記載例を引用する形で今の評価書は記載していますが、それ以外は千葉市が独自に管理しているものです。

(中村委員)　その書き方として、同じようなレベルで書けばいいのではないですかね。

(高橋市政情報室主査)　そういう点では参考になるかと思います。

(井原部会長)　その辺り、よろしく願いいたします。

ほかに、何かご意見はございますか。よろしいですか。

(なし)

(井原部会長)　それでは、実施機関の方は、どうもありがとうございました。

2の(2)も終わりました、議事2については以上で審議を終了したいと思います。

続きまして、審議会の検討結果の報告についての検討に移りたいと思います。

まず、事務局のほうから、何かございますか。

(高橋市政情報室主査) それでは、事務局のほうから説明させていただきます。

ただいまお配りいたしました報告書案をご覧ください。

1として、審議事項を記載した上で、2に調査審議の内容を記載しております。内容としましては、(1)として、「各事務に係る全項目評価書(案)を確認した。」としまして、(2)で「部会での意見と意見に対する主な対応状況は、別紙のとおり。」としております。

別紙をご覧ください。

こちらは6月30日に開催しました部会でいただいた意見や質問と、それに対する回答、意見などに伴い、評価書の記載内容を修正した項目の修正内容をまとめたものでございます。1ページ、2ページが国民健康保険、3ページから6ページまでが後期高齢者医療、7ページから11ページまでが国民年金となっています。

こちらに、本日、委員の皆様から意見等を伺いましたので、それを踏まえて、実施機関のほうで評価書の修正等を検討し、その内容をまとめたものをこの表と同じように作成し、別紙として追加で添付したいと考えております。

次に、3として、部会の意見を記載しております。読み上げさせていただきます。

「番号法、特定個人情報保護評価に関する規則、特定個人情報保護評価指針、千葉市個人情報保護条例等(以下「関係法令等」という。)の規定に照らし、慎重に調査審議した結果、現段階における評価としては妥当なものと認められる。」としております。

ただし、6月の部会での区政事務センターにおける事務の委託に関する意見を受けまして、委託事項の追加は重要な変更該当し、本来であれば、その変更前に評価の見直しをすべきところ、それがなされておらず、今般、その記載を追加したということで、ただし書になりますが、「ただし、後期高齢者医療事務及び国民年金に関する事務について、委託事項の追加は重要な変更であるため、特定個人情報保護評価の再実施(以下「評価の再実施」という。)についてはこれを事前に行うべきところ、事後の評価の再実施となったことは遺憾であり、実施機関は、評価の再実施について、関係法令等に基づき適切な時期に行うよう留意されたい。」とのただし書を付しております。

最後に、4として、審議経過を記載しております。

報告書案の説明は以上でございます。

(井原部会長) どうもありがとうございました。

ただいまの報告書案、特にには部会の意見についての方向性ですが、こちらについてご意見等ございますか。

今の案だと、評価としては妥当なものであるというのが1点目、あと、審議の過程で判明した事務センター関連については、実施機関のほうで適切な時期に行うよう留意されたいということも補足でつけるというような形の案になっていますが、方向性等についてご意見等ございますか。よろしいでしょうか。

(本澤委員) ただし書のところですが、本当は事前にやらなければいけないということは、委託されたときについては、毎回のようになっているのですが、ただ、適切な時期に実施するということが、そもそも業務的にできないのであれば、幾ら遺憾の意を述べたところで毎回同じになってしまうと思います。

実際、事務的なところで、事前の点検とか、そういう適切な時期での検討というのは可能なのでしょうか。

(山崎市政情報室長) 通常は可能だと思います。

(高橋市政情報室主査) 番号法上、重要な変更該当するものについては、変更前に評価を行うというのが法定の義務になっておりますので、できる、できないというところはあるかとは思いますが、やらないといけないというルールになっております。

(井原部会長) 意見書としては、どれが重要な変更当たるかどうかのピックアップについて、もう少し丁寧にやりましょうと、それが趣旨になってくるということですかね。

(高橋市政情報室主査) そうですね。

今後、例えば、委託事項を追加するですとか、今まで再委託を予定していなかったものを再委託するですとか、あるいは、事務の内容が大きく変わる、こういった場合については、この評価書を作成している事務については、評価書の記載の修正が必要であるという認識が浸透していないという可能性もあります。今回をきっかけに事務の内容を見直すときには、評価書の修正が必要かどうかというところにきちっと意識がいくように、我々としても、庁内に周知を図っていきたいというふうに考えております。

(井原部会長) そのような指針も含めた意見、方向性ですが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

(井原部会長) 報告書の別紙については、本日の意見や修正分を事務局のほうで追記していただいて、委員の先生方に確認をいただいた上で、最終的に確定するという流れにさせていたいただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

(井原部会長) ありがとうございます。

それでは、議事の(2)については、以上で終了といたします。

◆ 3 その他

(井原部会長) 最後、3その他として、事務局から何かございますか。

(高橋市政情報室主査) 本日の会議の議事録の確定方法でございますが、後日、事務局で議事録案を作成し、併せて非公開とすべき部分を検討し、明示した上で、委員の皆様へお送りいたしましてご意見を頂戴いたします。いただいた意見を基に、修正案を作成いたしますので、その確定につきましては、部会長さんに一任していただく形をお願いしたいと存じますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

(井原部会長) 議事録の作成方法について、異議がないということで、私のほうにご一任いただくということで、よろしくお願ひいたします。

それでは、以上をもちまして、千葉市情報公開・個人情報保護審議会第11回特定個人情報保護評価部会を終了いたします。ありがとうございました。

(山崎市政情報室長) 本日は、慎重にご審議をしていただきまして、ありがとうございました。今後とも何とぞよろしくお願ひいたします。